

平成27年度
第4回高松市農業委員会農政部会
議 事 録

平成28年3月29日開会

高松市農業委員会

平成27年度第4回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成28年3月29日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所 32会議室

出席委員 22人

- 1番 宮野 惠基（農政部会長）
- 3番 竹内 俊彦
- 5番 河瀬 和一
- 7番 三笠 輝彦（会長）
- 9番 南原 勉
- 10番 平賀 文之
- 11番 谷口 辰男
- 13番 川田 之治
- 14番 上原 勉
- 15番 岡野上盛雄
- 16番 赤松 貞廣
- 17番 橋本 修
- 18番 矢島 國雄
- 20番 花澤 均
- 21番 兔子尾紀夫（会長職務代理者）
- 22番 小早川數市
- 23番 山地 宏美
- 24番 落合 隆夫
- 25番 廣瀬 吉俊
- 26番 羽田 剛
- 27番 宮武 正明
- 28番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 2番 三好 義光（農政部会長職務代理者）
- 4番 佐竹 博巳
- 6番 佃 俊子
- 8番 十河 善則
- 19番 中名 良竹

農業委員会事務局出席者

事務局 長	三好 和則
農政課 長	川西 好春
農政課 長 補 佐	大井 昌和
(農政管理係長事務取扱)	
農地係 長	多田 利浩
主任 主 事	矢野 哲

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに
平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

議案第2号 公益財団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知(案)について(利
用意向調査の結果)

報告第1号 平成27年度農地利用状況調査の結果について

報告第2号 農用地利用集積計画の決定について

報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

川西課長 事務局からお知らせします。

ただ今の、出席委員は22名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、ただ今から平成27年度第4回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申し上げます。

宮野農政部会長

(内容省略)

川西課長 ありがとうございます。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

三笠会長

(内容省略)

川西課長 ありがとうございます。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長にお願いしたいと思います。

宮野部会長、よろしくをお願いいたします。

議 長(宮野農政部会長) ただ今、事務局から説明がありましたように、本日の議事運営は部会長が当たるということでございますので、それでは進めさせていただきます。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、部会会議規則により、議事録署名委員2名を定めなければなりません。お許しをいただければ、慣例に従いまして、私において指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号15番岡野上 盛雄委員さん、議席番号18番矢島 國男委員さんの御両名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

次に、日程第2に入ります。議案第1号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第1号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について御説明いたします。

これは、平成21年度に国から、農業委員会活動の見える化という観点から、この様式で公表するよう定められたものでございます。

また、平成28年度から農業委員会法の一部改正に伴う様式変更があり、27年度の点検・評価については旧様式で、28年度の活動計画(案)については、新様式で公表することとなりました。1ページから10ページまでが27年度の点検・評価、11ページから13ページまでが28年度の

活動計画の（案）となっております。

なお、11ページの耕地経営面積等の数値については、農林業センサス等に基づく数値を使用することとなり、27年度点検・評価の数値にもこの数値を使用しておりますので、一部数値が昨年度公表した27年度活動計画と異なる箇所がございます。

それでは、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)から御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

I 法令事務に関する点検といたしまして、(1)総会等の開催につきましては、事務局の窓口及びホームページに掲載して周知しております。(2)総会等の議事録は約30日間ほどで作成しております、今後とも短縮に努めるとしております。(3)議事録の内容ですが、本市では詳細な内容のものを作製しております。(4)議事録の公表につきましても、事務局に備え付け、ホームページで公開しております。

続きまして2ページをお開きください。

2 事務に関する点検ですが、(1)農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数は227件でございます。表の左側の点検項目の事実関係の確認ですが、実施状況としましては、申請書の内容確認を行うとともに現地調査を実施し、必要に応じて申請者に対する聞取りを実施しています。

次に、総会等での審議でございますが、関係法令等に基づき、1件ごとに審議しております。

次に、申請者への審議結果の通知ですが、申請の227件全てについて通知しております。

次に、審議結果等の公表ですが、詳細な議事録を作成しホームページで公表しております。処理期間については標準処理期間を設定しており、平均21日で処理をしております。

(2)農地転用に関する事務についてですが、1年間の処理件数は4条が203件、5条が576件で合計779件でございます。表の左の欄の点検項目のうち、事実関係の確認ですが、実施状況としましては、書類審査及び現地調査を実施し、必要に応じて申請者に聞取りを実施しております。

次に、総会等での審議ですが、実施状況としましては、関係法令等に基づきまして、1件ごとに転用事業内容等につき審議しております。

次に、審議結果等の公表ですが、詳細な議事録をホームページに掲載しております。処理期間については標準処理期間を設定しており、平均35日で処理をしております。

3ページを御覧ください。

(3)農業生産法人からの報告への対応です。

左の欄の点検項目の農業生産法人からの報告についてでございます。管内の農業生産法人は38法人ありまして、報告書の督促を行った農業生産法人数は4法人で、うち、3法人から提出、1法人は、農林水産省に直接提出したとのことでしたので今後確認をする予定でございます。

また、8法人が休業中、新設法人で報告期日に至らなかったものが2法人でございます。

農業生産法人の状況についてですが、特に問題はありませんでした。

(4)情報の提供等でございます。

点検項目の賃借料情報の調査・提供についてですが、実施状況としては、対象が589件で、ホームページ及び農業委員会だよりで公表しております。時期は平成27年11月でございます。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、実施状況としまして、調査対象の権利移動の件数は1,587件で、内訳は、農地法の3条227件・5条576件と利用権設定の784件の合計です。提供方法としては、ホームページでの公表でございます。取りまとめ時期は平成28年3月でございます。

次に、農地基本台帳の整備でございますが、整備対象農地面積は8,343ヘクタールで、電算処理システムを導入して整備しており、利用状況調査、固定資産税台帳の移動、農地法の許可、利用権設定等を随時更新しております。

4ページをお開きください。

その他の法令事務ということで、農用地利用集積計画決定でございますが、1年間の処理件数は、夏345件、冬439件で合計784件となっております。

点検項目の事実関係の確認については、計画の記載内容を確認するとともに、新規の利用権設定につきましては、各担当地区の農業委員さんが調査しております。

次に、総会等での審議は関係法令・農業経営基盤強化促進法に基づきまして、議案ごとに審議しております。審議結果等の公表については、ホームページに掲載しております。

5ページにつきましては、1ページから4ページまでの情報を1カ月間ホームページに掲載して、地域の農業者等からの意見をいただいた状況を取りまとめて記入するものでございます。

続きまして6ページをお開きください。

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価でございます。

1 現状及び課題ですが、平成27年3月現在の管内農地は6,363ヘクタールであり、遊休農地の面積(A分類)は133ヘクタールございまして、割合としては2.1パーセントでございます。

課題としては、農業従事者の高齢化や担い手不足により遊休農地の面積が増加傾向にありますので、利用状況調査の円滑な実施、所有者への指導、解消に向けて県農地機構を活用するとしております。

次に、2 平成27年度の目標及び実績ですが、目標が68ヘクタールで実績が6ヘクタール、達成状況は8.8パーセントでございます。

目標の設定でございますが、平成20年度当初の遊休農地が116ヘクタールございまして、まず、その農地の全筆を解消しようということで設定しており、平成27年の1年間で6ヘクタールが解消され、現在62ヘクタールが残っているということでございます。21年度以後の新規発生分は反映させないため、先ほど説明した133ヘクタールとは数字の乖離がございます。

3 2の目標の達成に向けた活動でございますが、活動実績は8月から11月まで、水田部会等と共同して調査いただきました。人数としましては、農業委員さんが46人、水田部会等の方が103人の合計147人となっております。その結果の取りまとめは11月から2月まで行いました。

なお、利用状況調査の結果から、利用意向調査等を通じて県農地機構への貸付けを促したり

しておりますので、遊休農地への指導件数などの記載はありません。

その他の取組み状況としましては、随時農業委員さんに御指導もしていただいております。

4 評価の案ですが、目標に対する評価の案は目標を達成できなかったが、遊休農地の所有者等に継続的に指導しており、目標としては適当であるとしてしました。

活動に対する評価の案としては遊休農地の所有者等へ継続的に指導し、遊休農地の解消への理解が進みつつあるため、指導や利用意向調査を通じて農地の有効利用が図られるよう県農地機構と連携することが必要であるとしております。

7ページをお開きください。

5、6でございますが、1カ月間ホームページに掲載して、地域の農業者等からの意見をいただいた状況を取りまとめて記入するものでございます。

8ページをお開きください。

Ⅲ 促進等事務に関する評価でございます。

1 認定農業者等担い手の育成及び確保の(1)現状及び課題ですが、平成27年3月現在の農家数は9,941戸(2010年農林業センサス)、そのうち、主業農家613戸、これは統計としては、農林業センサスしか分からないので、2010年調査時の数字を引き続き置いています。次に、農業生産法人38法人、認定農業者311経営、特定農業法人が1法人、特定農業団体が5団体です。

(2)平成27年度の目標及び実績は認定農業者の目標が10経営で実績は増15、減23で8経営の減となっていて、特定農業法人は、目標1法人に対しまして、実績は0法人、特定農業団体は目標1団体に対しまして、実績は0団体でした。

(3)(2)の目標の達成に向けた活動ですが、昨年の活動計画に対しての活動実績といたしましては、認定農業者、特定農業法人、特定農業団体ともに、活動計画に沿って農林水産課等と連携して推進活動を実施したが、結果が伴わなかったということでございます。

(4)評価の案でございますが、活動に関する評価の案で、認定農業者については、実態を踏まえた目標値の再検討と継続的な活動実施。特定農業法人、特定農業法人団体については、設立手続きが煩雑なため、直接、農業生産法人化へ向かう傾向があるということです。

9ページを御覧ください。

2 担い手への農地の利用集積、(1)現状及び課題ですが、平成27年7月現在の管内の農地面積は耕地及び作付面積統計における耕地面積6,230ヘクタールで、これまでの集積面積は974ヘクタールで集積率は15.6パーセントでした。

(2)平成27年度の目標及び実績ですが、高松市農業振興計画において、1,100ヘクタールを目標としていたため、(1)のこれまでの集積面積974ヘクタールから、126ヘクタール増を目標としていたものの、27年度実績値は、次の13ページで説明しますように、994ヘクタールと大きく下回ったことから、実績としては、994から974に20ヘクタールの増となったものです。

(3)(2)の目標の達成に向けた活動といたしましては、農業委員さんの日ごろからの活動や制度の周知に加えて、県農地機構とも連携していただき、8月と1月の農業相談会において、農地の利用集積に努め、着実に成果が出ているということでございます。

(4) 評価の案でございますが、目標値を下回ったものの、担い手の利用集積への需要は依然として高く、今後とも集積活動を継続していくとしました。活動に対する評価の案については、県農地機構と連携しながら、農地の利用集積を引き続き進めていくとしています。

10ページをお開きください。

3 違反転用への適正な対応の(1)ですが、残土の不法投棄が課題となっており、重点的な活動が必要としております。

続いて(2)平成27年度の目標としましては、26年の実績として1.6ヘクタールとしていましたが、27年度は2.9ヘクタールほど発生し、その全てを解消いたしました。

(3)(2)の目標の達成に向けた活動といたしましては、活動実績は違反転用の発生防止に向けた取組みで、重点監視地域等での農地パトロールの実施をしたということでございます。

(4) 評価の案といたしましては、違反転用は早期発見・早期指導が重要であり、農地パトロール等も行っており、概ね妥当で、引き続き是正指導していくとしております。

11ページを御覧ください。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。様式が新様式となっております。

まず、Iが法令事務(遊休農地に関する措置)から農業委員会の状況(平成28年3月1日現在)に変更されております。1 農家・農地等の概要につきましては農林業センサスに基づく数値となっております。

下段の2 農業委員会の現在の体制でございますが、本市農業委員会は旧制度に基づくもので任期満了が平成29年7月19日でございます。農業委員数は、表のとおりでございます。

12ページをお開きください。

IIも促進等事業から担い手への農地の利用集積・集約化に変更されております。

1 現状及び課題でございますが、管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積6,230ヘクタール、これまでの集積面積は994ヘクタール、集積率は16.0パーセントでございます。課題としましては、遊休農地の増加を防ぎ、解消を目指すために、農地中間管理機構を活用し、また、利用権設定等を行いながら、担い手に集積していく必要があるということでございます。

(2)平成28年度の目標案及び活動計画案でございますが、集積面積の目標は農林水産課が高松市農業振興計画の平成27年度目標値1,100ヘクタールがまだ達成できていないため、集積面積を1,100ヘクタール、うち、新規集積面積994ヘクタールを差し引いた106ヘクタールといたしました。活動計画はこれまでどおり農業委員さんの日ごろからの活動や制度の周知に加えて、県農地機構とも連携していただき、8月と1月の農業相談会において、農地の利用集積に努めるというものでございます。

IIIは新たな農業経営を営もうとする者の参入促進で認定農業者等担い手の育成及び確保に変わるものでございます。担い手不足に対処するため、関係者の連携を強化し、新規参入者の育成・確保に努めるもので、28年度の目標は20経営体でございます。

13ページを御覧願います。

Ⅳ 遊休農地に関する措置は、旧様式のⅡ 法令事務（遊休農地に関する措置）に変わるものでございます。

1の現状及び課題でございますが、管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積6,230ヘクタールと遊休農地面積133ヘクタールの合計が6,363ヘクタールで2.1パーセント。課題は、農業従事者の高齢化や担い手不足により遊休農地の面積が増加傾向にありますので、利用状況調査の円滑な実施、所有者への指導、解消に向けて利用意向調査の結果を県農地機構へ通知するなど関係諸機関との連携と研究を要するとしております。

2 平成28年度の目標及び活動計画でございますが、平成27年度の解消目標68ヘクタールに対し、実績が6ヘクタールございましたので、その差62ヘクタールを目標とし、活動計画は、8月から11月までの調査、結果の取りまとめは、11月から12月までとし、整理できたものから利用意向調査を実施する計画でございます。なお、調査員数355人の内訳ですが、農業委員46人と高松市地域農業再生協議会の平成27年度の各地区水田部会役員数等の309人の合計となっております。実際には、ここに、市と委員会の事務局職員が加わりますが、予算上の数字をあげております。調査方法については、各水田部会で昨年行っていただいた中で、課題等に対応していただきながら、発生防止、指導につきましては農地中間管理機構の貸付けを促すとしていきます。

Vは違反転用の適正な対応でございます。

3 違反転用への適正な対応でございますが、1 現状及び課題で、管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積6,230ヘクタール、違反転用面積はなし。

課題は、違反転用は毎年1ヘクタール強発生しており、これらを発生年度中に確実に解消しなければならないということでございます。

2 平成28年度の活動計画でございますが、違反転用の是正指導と重点監視地域での農地パトロールの強化などでございます。

事務局からの説明は以上です。

本日御承認いただきましたら、ホームページに1月間掲載し、農家の方等から御意見をいただく予定でございます。

よろしく申し上げます。

議 長 議案第1号について、御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(意見無し)

議 長 意見等が無いようですので、お諮りいたします。

議案第1号につきまして、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号 公益財団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知(案)について(利用意向調査の結果)事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第2号 公益社団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知（案）について（利用意向調査の結果）御説明いたします。

これは、平成26年度と27年度に皆様の御協力をいただき実施いたしました農地利用状況調査の結果から、再生利用が可能な荒廃農地で所有者が確認できたものについて、平成27年3月と8月から12月にかけて利用意向調査を実施し、その回答を集計した結果が1 農地利用意向調査結果でございます。

1段目の項目が農地利用意向調査を実施した状況で3段になっておりまして、上段が件数、中断が筆数、下段が面積でございます。

2段目の項目が回答状況でございます。その下5つの項目が回答の内訳でございます。

この回答のうち、農地中間管理事業の利用を希望する99件、140筆、101,459平方メートルについて、公益財団法人香川県農地機構に次ページ以降にございます農地法第35条第1項に基づく通知をするものでございます。

筆数が140筆と多うございますので、鑑となる通知文の後ろに1ページから7ページまでの農地中間管理事業利用意向農地一覧を添付するものでございます。

項目としましては、農地の所在地、地目、面積、所有者氏名・住所、電話番号、耕作者、所有権以外の権利の種類が記載されております。

本日、通知の決定をいただけましたら、この内容で香川県農地機構に通知したいと考えております。

なお、利用状況調査の結果につきましては、後ほど報告第1号で御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 議案第2号について、御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思えます。
（意見無し）

議 長 意見等が無いようですので、お諮りいたします。

議案第2号につきまして、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議無しと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終り、報告事項に移ります。

報告第1号 平成27年度農地利用状況調査の結果について、報告第2号 農用地利用集積計画の決定について、報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを、順次報告いたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 それでは、報告第1号から3号まで御説明いたします。

まず、報告第1号 平成27年度農地利用状況調査の結果についてでございます。

報告第1号の表紙を御覧ください。

昨年8月から11月にかけて、皆様に調査していただきました農地利用状況調査の各地区と全体の集計でございます。左からA分類B分類それぞれの合計がございまして、その右側に合計

が2つあり、左側が27年度のA・Bの合計、右側が26年度の合計、右端が対前年度の増減となっております。

上から各地区ごとの筆数と面積を記載し、最下段が全地区の総計でございます。26年度と27年度との増減は、264筆、256,428平方メートルの増でございます。なお、地区ごとの増減が表に記載されておりますが、その町ごとの内訳は、1ページから3ページでございますので、また、御一読ください。

今年度は全体調査が3年目になり、参加される方の耕作放棄地の発生防止・解消への意識が深められたものと考えられます。

続きまして、報告第2号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

報告第2号を御覧ください。

平成28年3月7日付けで高松市長から農地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定が求められ、去る3月10日に開催されました農地部会で承認されましたものを、本日報告するものです。

本年1月から2月にかけて、第1地区から第7地区までで開催しました農業相談会において申出がありました利用権設定に係るもので3月31日公告予定のものでございます。

皆様には、お忙しい中、農業相談会で大変お世話になり、ありがとうございました。

それでは、2枚目の裏面を御覧願います。

今回の利用権設定の筆数等を集計表にしたものでございます。

なお、表では件数となっている数字は筆数でございます。合計筆数が1,127筆、面積は1,156,617.63平方メートルで件数は、439件でございます。

次ページとその次のページは、先ほどの集計表の内訳で、利用権設定等促進事業と農地中間管理事業に分けてそれぞれを集計したものでございます。

利用権設定等促進事業につきましては、合計筆数が945筆、面積が949,946.63平方メートルで、件数は376件でございます。

また、農地中間管理事業につきましては、合計筆数が182筆、面積が206,671平方メートル、件数が63件でございます。今回の農地集積面積の約5分の1となっております。

次の1ページからは利用権を設定した農地を各筆ごとに記載した利用権設定各筆明細となっております。1ページの100番から66ページの768番までが利用権設定等促進事業による貸借、67ページの800番から78ページの862番までが公益財団法人香川県農地機構の農地中間管理事業を活用した貸借でございます。

なお、農地部会で決定いただきましたのち、取り下げが2件、2筆、4,714平方メートル、また期間を6年から10年に変更したい旨の申出があったものが1件、4筆、3,820平方メートルありましたので、3月31日の公告ではこれを反映したものとなります。

以上が報告第2号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。

次に、報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてでございます。

表紙を御覧ください。これも高松市長から農業委員会へ農業経営改善計画の認定に係る意

見を求められ、3月10日の農地部会で承認されたものを報告するものです。

一枚目をめくっていただきますと農業経営改善計画の申請者の一覧となっております。

まず、上段は、平成28年3月認定予定の27名の方でございます。1番から17番までは再認定、18番から26番までは新規認定、27番は変更でございます。

次が、終期を迎え再認定を受けなかった方が9名、一番下が認定取消し2名でございますが、この2名の方については、上段の25番、26番で法人として新規認定を受けるものでございます。

なお、認定予定者の申請概要につきましては、次の1ページから9ページまでにかけて添付しておりますので、御一読願います。

報告事項につきましては、以上でございます。よろしく願います。

議 長 事務局の報告は、以上でございます。

これについて、御質問等はございませんか。

(質問等無し)

御質問等が無いようでございますので、報告事項は終了します。

次に、5のその他に移ります。

事務局、何かありますか。

三好事務局長 3月31日定年退職を迎えるにあたりお礼のあいさつ。

議 長 以上で本日予定しておりました全ての議事が終了しました。皆様方の御協力ありがとうございました。

それでは、兔子尾会長職務代理者から、閉会の御挨拶をお願いします。

兔子尾会長職務代理者

(内容省略)

議 長 ありがとうございました。

午後3時10分 閉会

会 長

議事録署名委員
部会長

委 員

委 員